

基礎研 レポート

相続プランを考えてみよう

2018 年度成立改正相続法の解説

保険研究部 取締役研究理事 松澤 登

(03)3512-1866 matuzawa@nli-research.co.jp

1—はじめに

民法（相続法）の改正案が2018年7月6日の参議院本会議で可決・成立した。筆者は相続法改正の中間試案について以前、紹介したことがある¹が、今回、それがついに立法化された。

相続法の改正の背景にあるのは、超高齢社会および大相続時代である。たとえば内閣府の高齢白書によれば、75歳以上人口は1,691万人（男性658万人、女性1,033万人、性比63.6）で、総人口に占める割合は13.3%となっている。また、国税庁のHPを見ると、平成28年中に亡くなった方は約131万人（平成27年約129万人）となっている。

現在では核家族化が進み、また相続が以前よりも高齢で行われることから、高齢の配偶者の保護や介護の寄与等に対する配慮等が必要となった。我々も改正相続法の内容を理解し、相続プランを考へてみることに意義があると思われる。

本稿では主な改正項目である、①配偶者の居住権の創設、②財産分配の諸制度の創設、③自筆証書遺言の取扱の見直し、④遺留分減殺請求権制度の見直しの4つを特に取り上げ、順に説明する。

2—配偶者の居住権の創設

今回の改正により配偶者短期居住権と配偶者居住権の二つの権利が創設された。

1 | 配偶者短期居住権

配偶者短期居住権とは、被相続人（亡くなった方）の配偶者が、被相続人の建物に相続開始時（被相続人が亡くなった時）に無償で居住していた場合には、居住していた建物の全部又は一部を無償で使

¹ <http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53272?site=nli>
<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53357?site=nli>
<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53414?site=nli>
<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53451?site=nli>

用できる権利を有する（改正民法 1037 条）とするものである。具体例としては、夫名義の自宅に同居していた妻は当面の間、夫の死亡後も引き続き自宅に居住し続けられるという権利である。

ただし、居住できる期限があり、遺産分割する場合においては、遺産分割協議によって建物の帰属が確定した日、または相続開始時より 6 ヶ月を超過する日のいずれか遅いほうまでである。また、遺言などで建物の帰属が相続時点で定まっている場合には、その建物の権利者から退去の申し入れを行われてから 6 ヶ月を超過する日までである。いずれにせよ、6 ヶ月は最低でも配偶者は自宅に住み続けることができる。この権利は遺言や相続人の協議も不要であり、当然に発生する権利である。

配偶者短期居住権により配偶者は建物を無償で使用できるとされているだけであり、第三者に使用させようとする場合は建物の所有者の承諾がいる（改正民法 1038 条 2 項）。また、使用できる範囲は従前から使用してきた部分だけであり、建物の一部のみしか使用できないということもありうる。なお、配偶者短期居住権によって受けた利益については配偶者の具体的相続分からその価額を控除しなくてもよい²。要するに相続財産ではないと考えてよい。

そもそも配偶者短期居住権は相続開始後、落ち着くまでに被相続人の配偶者が住むところがないという状況を回避することが眼目である。配偶者の継続的な居住問題については、次に述べる配偶者居住権か、自宅をそもそも配偶者に相続させる（次章で解説）ことによる解決が必要となる。

2 | 配偶者居住権

配偶者居住権は混乱しがちだが前述した配偶者短期居住権とは異なる。そもそも法制審議会の審議段階では配偶者長期居住権と仮称されてきた。法律では配偶者居住権となっている。

この権利は、被相続人の配偶者が被相続人の建物に相続時に居住していた場合において、その建物の全部について無償で使用及び収益する権利である（改正民法 1028 条）。夫死亡後において、妻が夫名義だった建物に原則として終身居住できる権利である。配偶者短期居住権と似ているが、比較すると配偶者居住権は①権利の存続期間が終身である（遺言等で期間の定めをした場合を除く）（改正民法 1030 条）、②建物の全部について権利が及ぶ、③権利は当然に発生するのではなく、何らかの設定行為が必要である、等が挙げられる。

配偶者が配偶者居住権を取得した場合には、その財産的価値に相当する価額を相続したものとして扱われる³。また配偶者短期居住権と異なり、上記③の通り、設定行為が必要である。

まず、遺言による設定が考えられる。これはたとえば「配偶者居住権を遺贈する」といった遺言書を書いておくことで設定ができる。遺贈による設定の場合、その財産的価値を相続の分配に当たっての相続財産に加算（特別受益の持ち戻しという）をしないことを原則とする（改正民法 1028 条 3 項で準用する改正民法 903 条 4 項）ため、配偶者の全体としての取り分が増加する可能性がある（特別受益の持ち戻しとは、相続人の間に贈与や遺贈で別途財産を得た者がいるときは、具体的相続額算定にあたっては、その贈与・遺贈財産分を加算して算出するというルールである）。遺言件数はまだ少ないようであるが、配偶者の将来のことを考えれば検討しておく価値がある。

² 民法（相続関係）等の改正に関する要綱案 p3 参照。また、配偶者居住権の価額の簡易な評価方法については、<http://www.moj.go.jp/content/001222142.pdf> を参照。

³ 前掲注 2 要綱案 p7 参照

また、遺産分割により配偶者居住権を取得させることも出来る。この場合、配偶者居住権も分割すべき相続財産の対象となるので、配偶者の配偶者居住権をも勘案した相続分で取得することが原則になる。

以上の相違を具体的に考えてみよう。被相続人の財産が5000万円、うち配偶者居住権の価格を2000万円とし、相続人は配偶者と子ども一人とする。遺贈により配偶者居住権を分与すれば、分割すべき財産に算入しない(特別受益の持ち戻しをしない)ので、相続で分割すべき財産は結局3000万円(5000万円-2000万円)となる。配偶者の法定相続分は1/2であることから、法定相続分通り分割するとすれば3000万円の半分の1500万円が配偶者の相続分となる。配偶者居住権とは別途1500万円の分割を得ることができるので、配偶者の年齢にもよるが夫死亡後の老後資金としては当てにできる金額であろう。

一方、遺産分割協議により配偶者居住権を設定し、相続財産を法定相続分で分割するとした場合には、5000万円の相続財産を分割することになるので、配偶者の法定相続分は2500万円である。うち配偶者居住権が2000万円であるので、そのほか500万円分の相続財産を得るのみになる。生活費としては少し不安かもしれない。

なお、家庭裁判所の審判による配偶者居住権の設定も可能である。可能となる場合は、①共同相続人の合意がある場合と②居住建物の不利益の程度を考慮してもなお配偶者の生活を維持するために特に必要がある場合である。

3—財産分割の諸制度の創設

1 | 配偶者への居住用不動産贈与等

法制審議会の中間試案の段階では、配偶者の財産形成に対する貢献分等を考慮するため、長期に婚姻関係にあった配偶者の相続割合を増やすという案が出されていた。しかし、パブリックコメントの結果、相続割合の増加案には反対が多く、この制度に落ち着いたという経緯がある⁴。

本制度は、婚姻期間が20年以上の夫婦の一方である被相続人が居住用建物・土地をその配偶者である相続人に遺贈または贈与したときは、その建物・土地は配偶者である相続人の特別受益の持ち戻しの対象外とするものである。

念のためであるが、配偶者居住権は建物を使用するだけの権利であるが、不動産の贈与・遺贈は建物の所有権自体を配偶者に与えるものである。

具体的に説明すると、先の例と同じく配偶者と子一人のケースで、財産5000万円、建物・土地が3000万円で夫が妻に建物・土地を遺贈したとする。この場合、相続分を算定するに当たって建物・土地を持ち戻す必要がないので、配偶者の相続分を遺産の法定相続分(1/2)通り相続するとすると、建物・土地を除いた遺産2000万円の1/2の1000万円である。そのほかに遺贈を受けた建物・土地の3000万円があるため、合計して4000万円を相続・受贈することになる⁵。

財産持ち戻しの免除は原則であり、遺贈に際して別に定めることもできる(=遺言で持ち戻しとす

⁴ 「中間試案後に追加された民法(相続関係)等の改正に関する試案(追加試案)の補足説明」 p4 参照

⁵ 子の法定相続分は1/2なので1000万円を相続する。

ることも出来る)。配偶者居住権も同様に別に定めることができる。

2 | 特別の寄与

現行民法では、相続人のうち、被相続人の事業に関する労務の提供または財産上の給付、被相続人の療養看護等により、被相続人の財産の増加または維持について特別の寄与をした者がある場合は、その寄与した分を相続財産から控除したものを、分割すべき相続財産とする(民法 904 条の 2)とされている。

たとえば、相続人が長男と次男二人のみとして、長男が被相続人である親の事業を手伝って財産の増加に寄与していた場合、別の仕事をしている次男との間で遺産分割を行うに当たっては、長男の貢献部分を控除して遺産分割を行う。具体的には、寄与分として 1000 万円を長男に分与し、そのほかの相続財産を長男と次男で折半するといったものである。このような寄与分は相続人のみに認められる。

今回の改正では、現行民法で寄与分を主張できるのは相続人に限られていたものを実態として被相続人の親族まで拡大するものである。ただし、財産の増加または維持についての特別の寄与は「無償で療養看護その他の労務の提供をしたこと」に限られている(改正民法 1050 条)。したがって、被相続人の子の配偶者など相続人ではない親族が、被相続人の介護を行って介護支出を減少させたなどの事情があれば寄与に応じた額の金銭(特別寄与料)を請求することが出来る。

この特別寄与料は寄与した親族から請求できるものとされており、相続人間の協議により定めるか、または家庭裁判所に協議に代わる処分を行うことになる。家庭裁判所は寄与の時期、方法および程度、相続財産の額その他一切の事情を考慮して、その額を定める(改正民法 1050 条 3 項)。

3 | 預貯金の取扱

預貯金の取り扱いについては近時判例変更が行われ、預貯金も遺産分割対象に含まれるとの判断が示された(最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷決定)。従前は遺産分割対象ではないとされてきたことから、相続開始と同時に相続人に相続割合に応じて当然に分割・帰属すると判断されてきた。

このことは、生前、被相続人に扶養されてきた相続人であっても、遺産を自由に処分できないため、相続人全員の同意がなければ銀行から預金の払戻が受けられないことを意味する。ただ、以前、[研究員の眼](#)⁶に書いたように、現行銀行実務では預金払戻には他の相続人の同意を求める取扱がなされていることが多い。

これでは困るので、預貯金の取り扱いについて法律上明文化することが図られた。具体的には二つの方策がある。

まず一つ目の方策であるが、預貯金の各口座残高の 3 分の 1 にその相続人の相続分を掛け合わせた金額を払戻することができることとした。ただし、銀行ごと(=その銀行の各口座を名寄せする)に、標準的な当面の必要生計費、平均的な葬式の費用の額その他の事情を勘案して定める一定額(100 万円

⁶ 「超高齢化社会の“相続問題”-預金払戻トラブルをなくすには-相続法改正中間試案シリーズ(3)」(2016 年 7 月 19 日)
<http://www.nli-research.co.jp/report/detail/id=53414?site=nli>

が想定される⁷⁾を上限とする(改正民法 909 条の 2)。

一旦、簡易に思えるが、銀行はその相続人の相続分を確認しなければならず、書類の取り寄せ等それなりの手続きが必要になると考えられる。

二つ目の方策であるが、家庭裁判所に審判または調停の申立てがあった場合において、相続財産に属する債務の弁済、相続人の生活費の支弁等を考慮して、特定の預貯金の全部または一部を仮に取得させることができる(家事事件手続法 200 条 3 項)とするものである。

預金全部を引き出すことができるので、ある程度まとまった金額も引き出すことができる。ただし、家庭裁判所で審判または調停が行われていることが前提となるため手間がかかることと、遺産分割の際、正式な分割が行われることに注意が必要である。

4——自筆証書遺言の取扱の見直し

1 | 自筆証書遺言の方式緩和

通常、遺言には三種類ある⁸⁾。自筆証書遺言(民法 968 条)、公正証書遺言(民法 969 条)、秘密証書遺言(970 条)である。

自筆証書遺言は、遺言者がその全文、日付および氏名を自書し、押印するだけでよい。簡易ではあるが、紛失・偽造・変造のおそれがあり、文意が不明などの理由で効力が問題となるケースも多い。また、相続が発生した後、家庭裁判所の検認手続きが必要となる(民法 1004 条 1 項)。検認手続きとは遺言書の保存を確実にし、後日の変造や隠匿を防ぐ手続きとして設けられている。

公正証書遺言は公証人役場へ証人二人と出頭し、一定の手続きのもと、公正証書で遺言を作成するものである。公証人が関与するため、内容や方式の問題で遺言が無効となるおそれもなく、また正本は公証人が保管するため紛失等のおそれもない。検認も不要であるが、作成に手間がかかる。

秘密証書遺言は、自筆で作成した遺言を封緘し、公証人および証人二人の立会いのもとで本人の遺言であることを申述し、遺言者、証人、公証人が署名押印する方式によるものである。利用実績は少ない。

今回の改正においては自筆証書遺言をより利用しやすくすることに眼目が置かれた。大きくは二つの改正点がある。一つ目として、現行法では自筆証書遺言は上述の通り全文を自書しなければならないとされている。しかし、財産品目が多い場合など、すべてを自書するのは大変である。そこで財産目録について別途 PC 等で作成し、添付する場合にはその目録は自書することを要しない(改正民法 968 条 2 項)。ただし、すべてのページに署名・押印することを要することとされた。

2 | 自筆証書遺言の法務局における保管

二つ目は法務局において自筆証書遺言を保管する手続きの創設である。この手続きに関しては新法

⁷⁾ 前掲注 4「補足説明」p17 参照

⁸⁾ そのほか特別な遺言としては、危急者遺言、隔絶地遺言がある。

が制定されている(法務局における遺言書の保管等に関する法律、以下本項において新法という)。

まず、遺言者は法務局に出頭して、無封の自筆証書遺言の遺言書を持参し、保管の申請を行う(新法4条)。この際、法務局は内容の審査までは行わないものの、外形的に自筆証書遺言の方式に適合しているかの確認を行う⁹。法務局は遺言書そのものを保管し(新法6条)、遺言書の画像情報等を磁気ディスクに保管する(新法7条)。

遺言者が亡くなって相続が開始したとき、相続人、受遺者、および遺言執行者は法務局に対して、遺言書の閲覧や遺言書の画像情報等にかかる証明書(遺言書情報証明書)の交付を請求することができる(新法9条1項、3項)。遺言書の閲覧、遺言書情報証明書の交付を行ったときは、法務局は相続人、受遺者、遺言執行者に遺言書を保管していることを通知する(新法9条5項)。

なお、新法により保管された遺言書については検認手続きを必要としない(新法11条)。

新法により、形式不備・偽造・変造などの自筆証書遺言のデメリットが小さくなり、検認不要といった手続きの簡素化も図られているため、自筆証書遺言の利用の増加が期待される。

5—遺留分減殺請求権制度の見直し

1 | 遺留分減殺請求権とは

遺言により遺言者は自分の財産を分配あるいは贈与できる。しかし、これには一定の限度があり、相続財産を相続人の一人に全額遺贈等するといったことは限界がある。すなわち、兄弟姉妹を除く法定相続人には相続財産の一定割合を留保できる権利が与えられている。この一定割合を遺留分率と呼び、遺留分率に自己の相続割合をかけたものを遺贈等により侵害された場合に、その侵害分について、遺贈等を受けた人から回復する請求権を、遺留分減殺請求権と呼ぶ(民法1031条)。

遺留分率は直系尊属(被相続人の父母)のみが相続人である場合、 $1/3$ 、それ以外は $1/2$ である(民法1028条)。具体的には、たとえば、直系尊属のみが生存していた場合、直系尊属に認められる遺留分は $1/3 \times 1 = 1/3$ であり(両親とも生存していれば、それぞれ $1/6$)、それ以外の場合、たとえば配偶者と子二名が相続人であれば配偶者が $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 、子1名につき $1/2 \times 1/4 = 1/8$ である。

2 | 遺留分減殺請求権の効力等の改正

遺留分減殺請求権の改正内容は以下の通りである。現行法においては減殺請求権を行使した場合には遺贈や贈与された現物財産を回復することとされているが、改正民法では遺留分侵害相当額の金銭を受けるとなった(改正民法1046条)。すなわち、たとえば被相続人がその唯一の財産である不動産を第三者Aに遺贈してしまった場合、遺留分権利者はこれまで現物である不動産の共有持分を得ることとなっていた(ただし、Aから相当分の価額の金銭弁済にかえることはできる(民法1041条))。改正民法はこれを改め、金銭弁済での遺留分回復を原則とした。

遺留分減殺請求権に関してはもうひとつ改正がある。遺留分の対象となる贈与は条文上、相続開始前一年以内に限定されていた。一方で、相続人に対する贈与については、判例上、この期間制限がな

⁹ 前掲注4「補足説明」p12(注1)参照

いように取り扱われている。すなわち、その相続人に酷となるような場合を除いて、相続人の特別受益となる贈与は時期に関わりなく遺留分の対象財産となる。

今回の改正では相続人に対する贈与については相続開始前の 10 年間に限り、婚姻もしくは養子縁組のため又は生計の資本として受けた贈与について遺留分算出の対象財産にすることとされた(改正民法 1044 条 3 項)。

6—おわりに

今の時代において、相続プランニングをしておくことは重要である。「争族」という言葉があるように家族の間にもいろいろな思いがあり、自分の死後に家族が争うことは望むところではないであろう。

その点、今回の改正は相続プランニングをやりやすくしたと評価できよう。まず重要なのは自筆証書遺言が作成しやすくなり、法務局で保管してもらえるようになったことであろう。公正証書遺言ほどには手間はかからないので、相続人一人ひとりの顔を思い描きながら自分の財産をどう分けていくかを決めておくのは家族に対する責任でもあろう。

遺言に書くポイントとして配偶者の居住をどうするかを決めておくことが望ましい。配偶者に配偶者居住権を遺贈するのか、居住用不動産そのものを贈与するのかはさまざまな事情を勘案して決めることが必要であろう。たとえば相続財産のうち居住用不動産の占める割合が高く現預金があまり多くないような場合は、不動産自体の所有権は子に相続させ、配偶者居住権を配偶者に遺贈することで現預金の多くを配偶者の老後資金として遺産分割させる(あるいは遺贈する)ことも考えられる。本稿の範囲外だが、相続税プランニングも必要になってくる。

また、相続人以外の親族に介護されているような場合は特別寄与料相当額を介護してくれている人に遺贈することも考えられる。

遺言以外では当座の必要資金の問題がある。今回の改正では少額の預貯金を引き出せるほかは、家庭裁判所の保全処分が預貯金引出に必要となってしまう。預貯金引出に手間がかかることを考えれば、葬儀代や遺族の当座の資金程度は終身保険で用意することも考えられる。また、仮に遺留分を侵害するような遺贈を行うことを考えるのであれば、滅殺請求される金額相当の保険に加入することも一考である。

今回の相続法改正に関する新聞記事を目にされた方は、自分のことの話として一度振り返ってみることをお勧めしたい。